

船員保険制度の見直しについて

(参考資料)

(船員保険法の改正)

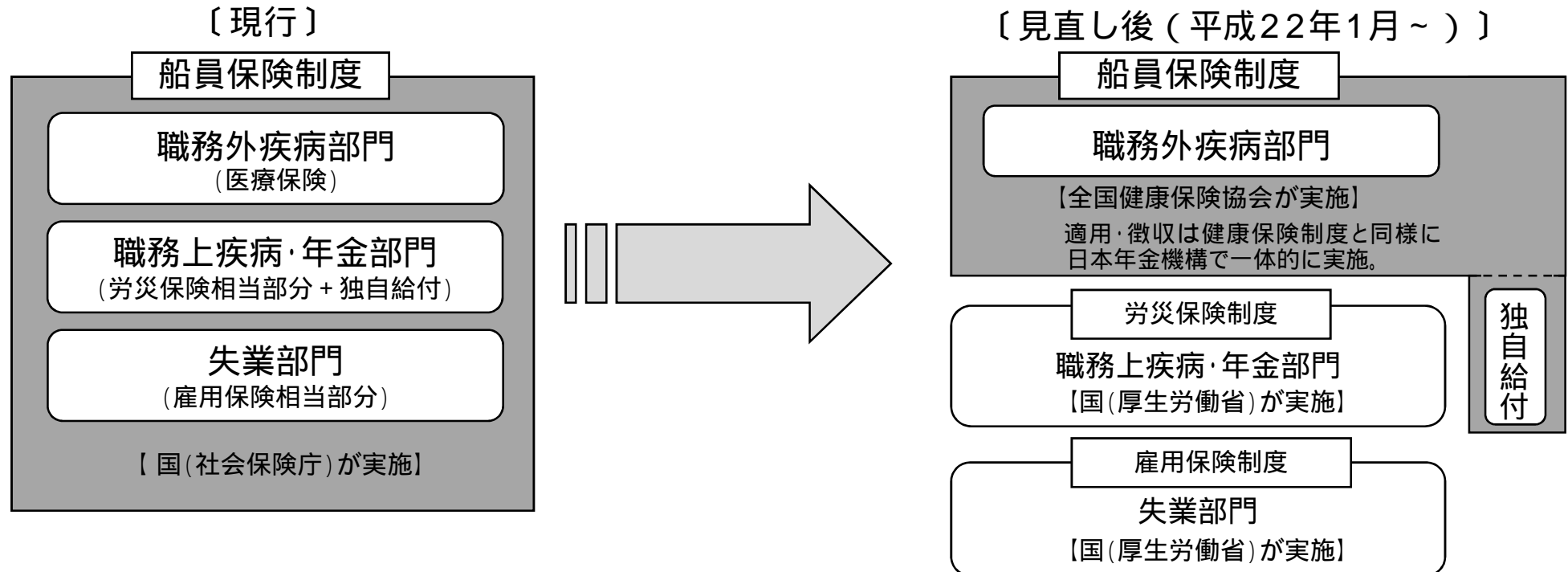
平成19年の雇用保険法等の一部を改正する法律により船員保険事業のうち職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合し、見直し後の船員保険の運営主体は全国健康保険協会が行うこととなっている。(平成22年1月施行予定)

(船員保険協議会)

全国健康保険協会は、船舶所有者、被保険者、学識経験者から構成される船員保険協議会を置くこととなっており、協会の理事長は、船員保険事業に係る定款の変更、運営規則の変更、事業計画、予算及び決算等の立案をしようとするときは、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないこととなっている。また、理事長は、これらの事項については、運営委員会の議を経なければならないこととなっている。

(区分経理)

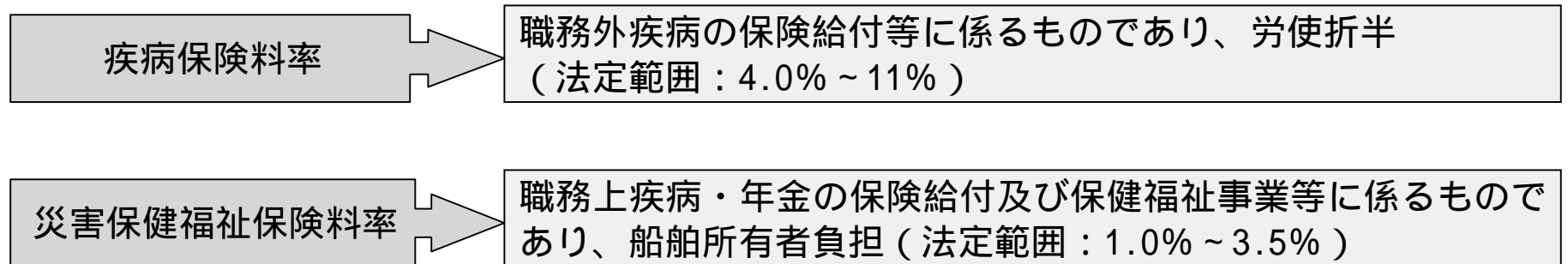
協会は、船員保険事業に関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないこととなっている。



船員保険料率の算定について

1 船員保険制度の疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率について

平成22年1月からの船員保険制度においては、次の保険料率を法定範囲内で設定するものとされている。



2 算定にあたっての基本的な考え方

- (1) 原則、平成22年1月から平成23年3月まで(15ヶ月)の財政収支を見通した保険料率を算定。
- (2) 被保険者負担分の疾病保険料率については、被保険者の負担を軽減するため、被保険者の拠出に相当する準備金(積立金)の一部を保険料率の引下げに充てることにより現行と同じ4.55%(引下げ前：4.7%)とする。(船員保険法附則第9条)

3 算定方法について

(1) 疾病保険料率

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{職務外疾病保険} \\ \text{給付から一部負} \\ \text{担金を控除した額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前期高齢者納付} \\ \text{金等の額(国庫補} \\ \text{助額除く)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{事務費等} \end{array} - \begin{array}{l} \text{準備金取り崩し等} \\ \text{の収入額} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \text{予定保険料納付} \\ \text{率} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{総報酬額の総額} \end{array}}$$

(2) 災害保健福祉保険料率

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{職務上疾病・年金} \\ \text{保険給付(国庫負} \\ \text{担額を除く)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{下船後療養} \\ \text{補償の療養} \\ \text{の給付額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{保健福祉事} \\ \text{業費(国庫} \\ \text{負担を除く)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{事務費等} \end{array} - \begin{array}{l} \text{準備金取り} \\ \text{崩し等の収} \\ \text{入額} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \text{予定保険料納付} \\ \text{率} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{総報酬額の総額(疾病任意継続被保険者分を除く)} \end{array}}$$

「予定保険料納付率」とは、現事業年度の3月分から翌事業年度の2月分までの疾病保険料率に係る保険料（疾病任意継続被保険者にあつては、翌事業年度の4月分から3月分まで）として徴収すべき額の見込額に占める翌事業年度において納付が見込まれる疾病保険料の額の総額の割合

船員保険料率について

【現在の保険料率】

(単位：%)

	被保険者	船舶所有者	計
疾病部門（医療分）	4.55	6.55	11.1
職務上	0	2.00	2.00
職務外	4.55	4.55	9.10
失業部門	0.40	0.70	1.10
年金部門	0	4.40	4.40
福祉事業等	0	1.40	1.40
特別支給金	0	0.60	0.60
その他	0	0.80	0.80
合 計	4.95	13.05	18.0



【22年1月からの保険料率】

(単位：%)

	被保険者	船舶所有者	計
疾病保険料率	4.55	4.70	9.25
災害保健福祉保険料率	0	1.40	1.40
合 計	4.55	6.10	10.65

疾病任意継続被保険者 9.75（疾病：9.25、災害0.50）

独立行政法人被保険者 0.50（疾病：0、災害0.50）

後期高齢者医療被保険者等 1.40（疾病：0、災害1.40）

【参考：労働保険料率】

労災保険料率	0	5.00	5.00
雇用保険料率	0.40	0.70	1.10
合 計	0.40	5.70	6.10

疾病保険料率のうち、長寿医療制度支援金等に充てるための特定保険料率を3.20%、保険給付費等に充てるための基本保険料率を6.05%とする。

40歳以上65歳未満の被保険者については、介護保険料率として1.34%（労使折半）を疾病保険料率に上乘せする。

疾病保険料率に係る被保険者が負担する料率及び疾病任意継続被保険者が負担する料率を平成23年2月分（疾病任意継続被保険者にあつては、平成23年3月分）まで0.15%控除する。